

**(仮称)山崎地区屋内温水プール
施設整備事業**

募集要項(二次追加資料)

平成14年7月25日

鎌倉市

目 次

1 . スケジュール (案)	1
2 . 提案内容	2
2-1. 第二次提案内容及び提出資料	2
2-2. 第二次提案資料の提出先等	4
2-3. 募集要項等に対する質問受付	4
2-4. 提案にあたっての留意点	5
3 . 提案にあたっての基準金利について	7
4 . 資料の配布要領	8
5 . 日本政策投資銀行の融資の取り扱いについて	9

1. スケジュール(案)

事業者の募集、選定等のスケジュールは、下記を予定しています。

平成14年 3月11日	実施方針の公表
3月11~25日	実施方針への質問・意見受付
4月5日	特定事業の選定結果の公表
5月24日	事業者の第一次募集開始(募集要項等の配布)
6月7日	募集要項等に関する第一回質問受付の締め切り
6月21日	募集要項等に関する第一回質問回答
7月11日	参加意思表明書の受付及び第一次募集の締め切り
7月12日	参加事業者の公表
7月25日	第一次審査通過者の公表
7月25日	事業者の第二次募集開始(追加資料等の配布)
8月2日	募集要項等に関する第二回質問受付の締め切り
8月16日	募集要項等に関する第二回質問回答
9月24日	第二次募集の締め切り
9月25日	第二次募集の参加事業者公表
11月15日	優先交渉権者並びに次点交渉権者の選定・公表
平成15年 3月中	議会承認後、契約締結
4月中	設計着手
平成15年度中	建設工事着工
平成16年度中	(仮称)山崎地区屋内温水プールの供用開始

2. 提案内容

2-1. 第二次提案内容及び提出資料

部数は、正本1部、副本40部とする。副本の表紙や提案書には企業名やロゴマーク等の企業が特定できる表現等は用いないこと。なお、各様式は原則として様式において規定されている枚数までで簡潔に記述することとするが、記入欄が不足する場合は各様式最大1枚まで追加することができるものとする。

(1) 施設計画提案書

設計説明書

- ・配置計画（第9号様式）
- ・建築設計（第10号様式）
- ・計画の諸元（第11号様式）
- ・プール施設計画（第12号様式）
- ・プール室の空調換気設備（第13号様式）
- ・循環ろ過設備計画（第14号様式）
- ・温水プールの熱源方式（第15号様式）
- ・工程表（第16号様式）

設計図書〔配置図、平面図、屋根伏図、断面図、立面図、パース図（外観図・内観図）〕及び説明書

・配置図	1/300	A3版
建物位置と外構施設を記載。1階平面図との兼用可能。		
・各階平面図	1/300	A3版
・屋根伏図	1/300	A3版
・断面図（直交する2面の断面とする。）	1/300	A3版
・立面図（4面）	1/300	A3版
・外観パース	自由	A3版
・内観パース	自由	A3版

(2) 維持管理計画提案書

本計画施設の維持管理業務（募集要項（平成14年5月24日配布）2-4.(3)のイに定める業務）の内容に関する提案書（第17号様式）

長期修繕更新計画（第 18 号様式）

(3) 運営計画提案書

本計画施設の運営方針（第 19 号様式）

本計画施設で提供されるソフトの提案（第 20 号様式）

運営体制に関する基本的考え方（第 21 号様式）

コスト削減の基本的考え方（第 22 号様式）

(4) 事業計画提案書

市の支払額に関する提案書（第 23 号様式）

- ・ 提案金額（現在価値換算額）
- ・ 市の支払総額及び支払パターン
- ・ 施設整備費用（募集要項（平成 14 年 5 月 24 日配布）2-4.(3)のアに定める業務と利息部分に区分）及び維持管理・運営費用（募集要項（平成 14 年 5 月 24 日配布）2-4.(3)のイ及びウに定める業務）に 2 区分した市の年間支払金額計画表及び説明書

選定事業者の事業収支計画書（第 24 号様式）

- ・ 資金調達計画表及び説明書
- ・ 事業収支等計画表（損益計算書、貸借対照表）
- ・ 資金繰り計画表（キャッシュフロー表）

事業計画に関する説明書

- ・ 一般利用者の想定数に関する事項（第 25 号様式）
- ・ その他事項の提案書（資金不足時の対応方策、選定事業者の債務不履行による契約の早期終了時における違約金等の手当て方策、保険などのリスクヘッジ手法、第一次審査で指摘された重要事項(問題意識)への対応方策など)(第 26 号様式)

2-2. 第二次提案資料の提出先等

ア) 第二次提案書類の提出先窓口 :

担 当 窓 口 : 鎌倉市教育委員会生涯学習部スポーツ課
住 所 : 〒247-0066 神奈川県 鎌倉市 山崎 616 番地 6
電 話 : 0 4 6 7 - 4 6 - 8 0 1 0
フ ァ ク シ ミ リ : 0 4 6 7 - 4 6 - 8 0 6 7
E - Mail アドレス : spopfi@city.kamakura.kanagawa.jp

イ) 第二次提案書類の受付期間

平成 1 4 年 9 月 24 日 (火) 午後 5 時まで (月曜日を除く)

ウ) 第二次提案書類の提出方法

持参もしくは郵送とする。なお、郵送の場合は提出日時までに必着とする。未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

2-3. 質問受付

質問等がある場合は、代表企業が取りまとめを行い、第 27 号様式 - に記入のうえ、下記宛て原則 E - Mail にて提出すること。E - Mail が使用できない場合は郵送もしくはファクシミリにて提出すること。

ア) 質問・意見の受付窓口 :

担当窓口 : 鎌倉市教育委員会生涯学習部スポーツ課
住所 : 〒247-0066 神奈川県 鎌倉市 山崎 616 番地 6
電話 : 0 4 6 7 - 4 6 - 8 0 1 0
ファクシミリ : 0 4 6 7 - 4 6 - 8 0 6 7
E - Mail アドレス : spopfi@city.kamakura.kanagawa.jp

イ) 質問・意見の受付期間

第二回 : 平成 1 4 年 7 月 2 5 日 (木) ~ 平成 1 4 年 8 月 2 日 (金) 午後 5 時まで

ウ) 回答日

第二回 : 平成 1 4 年 8 月 16 日 (金)

2-4. 提案にあたっての留意点

(1) 費用の負担

本事業の募集に参加することにより発生した費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 提案書類の取り扱い等

ア) 著作権

参加事業者が提出する提案書類の著作権は参加事業者に帰属するものとする。なお、本計画事業の実施又は準備のため公表が必要な場合、その他、市が必要と認める場合には、市は、作成団体（代表企業）の承認を得て提案書類の全てまたは一部を無償で使用できるものとする。

イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、選定事業者が負うものとする。

ウ) 市からの配布書類・提示資料の取り扱い

市が配布する書類・提示した資料は、本計画事業の応募に係わる検討以外の目的で使用することはできないものとする。

エ) 参加事業者の複数提案の禁止

参加事業者はひとつの提案しかできないものとする。

オ) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできないものとする。ただし、疑義等があり市が補正を求めた場合はこの限りでない。

カ) 使用言語

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 応募の無効に関する条項

次のいずれかに該当する応募提案は、無効とする。

審査委員会の委員に個別に働きかけるなど審査の公平性に影響を与えるおそれのある行為を行った応募者の提案

著しく信義に反する行為を起こした応募者が行った提案

虚偽の記載をした提案

その他募集に関する条件に違反するなど市の指示事項に従わない提案

(4) その他

市は、必要に応じて提案書類の疑義等を応募者に質することができるものとする。

3. 提案にあたっての基準金利について

第二次提案でのサービス購入料を算出する際の基準金利は下記のとおりとする。

基準金利：1.697%（平成14年7月11日午前10時）

4 . 資料の配布要領

市は、希望者に対し、下記資料を下記要領で配布する。

(1) 配布資料

隣接公園計画図（案）
既存雨水管盛り換え図
募集要項等正誤表
募集要項等改訂版

(2) 申し込みの方法

上記資料を希望する参加事業者は、下記配布窓口へ事前に連絡すること。

(3) 配布窓口

配 布 窓 口 : 鎌倉市教育委員会生涯学習部スポーツ課
住 所 : 〒247-0066 神奈川県 鎌倉市 山崎 616 番地 6
電 話 : 0 4 6 7 - 4 6 - 8 0 1 0
フ ァ ク シ ミ リ : 0 4 6 7 - 4 6 - 8 0 6 7
E - Mail アドレス : spopfi@city.kamakura.kanagawa.jp

5 . 日本政策投資銀行の融資の取り扱いについて

本計画事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業である。当該融資制度は、下記の目的をもって創設されたものである。

より良質な民間事業者の提案を喚起し、効率的かつ効果的に社会資本の整備を促進すること

選定事業者の経営の安定性を向上させること

以上の趣旨を理解のうえ、提案にあたっては下記に留意のうえ提案書を作成すること。

参加事業者は、自らのリスク及び責任で当該融資の活用を行うこと。

当該融資制度の趣旨から、選定事業者が当該融資を得られた場合、あるいは得られなかった場合のいずれにおいても、市はサービス購入料の変更は行わない。

参加事業者が当該融資を得られるか否かは現段階では不明であるので、提案作成にあたっては、当該融資による金利優遇が得られることを前提としてはならない。

当該融資制度の詳細については、参加事業者が直接同行に問い合わせを行うこととする。